

《サービス利用料金》

① 障害児通所給付費サービス内容の料金

障害児通所給付費によるサービスを提供した際は、事業者が児童発達支援(放課後等デイサービス)給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業所にお支払いただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

② 障害児通所給付費対象外サービスの料金

障害児通所給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払いただきます。なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する自由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
所得税	市町村民税非課税世帯		0円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28万円 ^(注) 未満)	通所施設、ホームヘルプ 利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般 2	上記以外		37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。